

「下関市内共通商品券」払戻しのお知らせ

平成 17 年以来 7 年間に亘り「下関市内共通商品券」をご愛顧頂きありがとうございました。「下関市内共通商品券」は平成 23 年 12 月 31 日（土）をもちまして利用を終了致しました。

今後は『資金決済に関する法律』第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり払戻しを実施させていただきます。

つきましては、未使用の「下関市内共通商品券（500 円券、1,000 円券）」をお持ちのお客様は、下記払戻し申出期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

※今回払戻しの対象となる「下関市内共通商品券」は平成 17 年 1 月～平成 21 年 7 月の間に発行した商品券です。その後平成 21 年 8 月～平成 23 年 7 月に発行したプレミアム付商品券「大好き！しものせき お買物券」は、本払戻しには該当しません。

記

●払戻し対象となる商品券

「下関市内共通商品券」500 円券・1,000 円券



●申出期間

平成 24 年 4 月 2 日（月）から平成 24 年 6 月 29 日（金）まで
各日 9 時から 17 時まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

※上記申出期間に申出をされない場合には、本払戻し手続から除斥されますので、ご注意ください。

●申出受付場所

下関商工会議所 経営支援部窓口（下関市南部町 21-19 下関商工会館 2 F）

●申出の方法及び下関商工会議所からの払戻しの方法

①「下関市内共通商品券」をご持参されるお客様

下関商工会議所 経営支援部窓口にて未使用の「下関市内共通商品券」をご持参ください。

窓口にて枚数等を確認後、必要事項を記入いただき、額面合計金額を現金でお支払いいたします。

なお、枚数等によっては多少お時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

②諸事情により「下関市内共通商品券」をご持参できないお客様

住所、氏名、連絡先を下関商工会議所宛に電話にてお知らせください。

返信用封筒と商品券払戻し申請書を郵送します。

郵送した商品券払戻し申請書に必要事項をご記入のうえ、未使用の「下関市内共通商品券」とあわせて返信用封筒に封入して、下関商工会議所 経営支援部宛に郵送してください。

返信用封筒で郵送された商品券払戻し申請書と未使用の「下関市内共通商品券」を確認でき次第、指定口座へ額面合計金額を振込みいたします。（振込手数料は下関商工会議所が負担します）

※郵送は平成 24 年 6 月 29 日消印のものまで有効とします。

また、明記いただきました個人情報につきましては、払戻し事柄以外に使用いたしません。

●払戻しできない商品券

①偽造された商品券

②3分の1以上滅失している商品券（発行番号の滅失したもの含む）

③明らかに使用済みであると判断できる商品券

●連絡先

〒750-8513 下関市南部町 21-19（下関商工会館 2 F）

下関商工会議所 経営支援部 TEL083-222-3333（9 時～17 時、土、日、祝日を除く）

以上